様　式

通話録音装置利用申請書

年　　　月　　　日

蓮田市地域安全推進連絡協議会会長　宛

申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 使用者  との続柄 |  |

下記の者が使用する通話録音装置の利用について、裏面の誓約事項に同意の上、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用者 | フリガナ  氏　　名 |  | | |
| 生年月日 |  | 年　齢 | 歳 |
| 住　　所 |  | | |
| 通話録音装置  設置電話番号 |  | | |
| 家族構成 | * 高齢者のみの世帯 * 日中に高齢者のみとなる世帯 | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 備　考 |  |

（事務局記入欄）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理№ |  | 貸与年月日 |  | 本人確認 |  |

裏面

誓　約　事　項

１　通話録音装置（以下「装置」という。）は、善良なる管理者としての注意をもって使用し、又は管理します。

２　第三者へ、装置を譲渡、転貸、又は担保に供しません。

３　装置が故障、破損又は紛失したときは、速やかに市へ届け出ます。

４　通話録音装置利用申請書の内容に変更があったときは、速やかに市へ届け

　出ます。

５　装置を使用するにあたり、次の費用を負担します。

（１）装置の使用に係る電気料

（２）使用者の重過失に起因する装置の修繕料（保証期間内に保証される修繕

　　を除く。）

６　装置を使用しなくなったとき、又は装置の貸与対象者の要件を満たさなくなったときは速やかに装置を市に返還します。

７　特殊詐欺等の被害を防止するため、市が、装置に録音されたデータの提供を求めたときは、録音データを無償で提供します。

８　装置の貸与を受けるにあたり、市のアンケートに協力します。

９　期間満了後の装置の取扱いについては、市と協議します。

１０　本誓約事項に反して、装置を使用した際は、貸与の承認決定を取り消されても異議を申し立てません。